		いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額	千円
四十四　地方税の減収補填のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た	1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補てんのため、平成十年度において「平成十年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十一年三月二十六日付自治地第七十二号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度減収補填債」という。）、平成十一年度において「平成十一年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付自 ［2　略］		

		取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額	千円
四十四　地方税の減収補填のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得	1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補てんのため、平成九年度において「平成九年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十年三月二十七日付自治地第六十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度減収補填債」という。）、平成十年度において「平成十年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十一年三月二十六日付自治地 ［2　同上］		